平成２７年（フ）第２９４号
熊本市中央区三郎１丁目７番83号　102号
債務者　永田　園恵
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７８号
青森県弘前市大字中野１丁目11番地１　和幸荘５号、旧住所青森県弘前市大字文京町16番地５
債務者　丹代　和春
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２２２号
熊本市中央区北千反畑町５―13　メゾンドあい407、住民票上の住所熊本県菊池市豊間409番地１
債務者　本藤　尊大
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６９３号
愛知県春日井市不二ガ丘２丁目67番地　ミノタハイツ不二ガ丘Ⅱ101号
債務者　吉川　　博
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３０号
名古屋市昭和区白金３丁目５番11号　青木ビル502号
債務者　岩根　美晴
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３９号
名古屋市千種区若水２丁目１番１号　市営仲田荘１―112号
債務者　長尾　敏文
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５７号
名古屋市中区新栄２丁目５番７号　レジデンス新栄802号
債務者　山本明子こと　朴　　明子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６７号
愛知県小牧市藤島町梵天63番地
債務者　宮崎ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６０号
愛知県知多郡武豊町字熊野19番地　ピエル・フローラ203号
債務者　秋元　哲志（旧姓菊川）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８４号
熊本市北区山室５丁目１番29―202号
債務者　甲斐　幸雄
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８５号
熊本市北区山室５丁目１番29―202号
債務者　甲斐　千草
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
福島市八木田字中島18番地の４　ネクシス八木田30Ｈ号室
債務者　遠藤　喬士
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１５７号
茨城県水戸市見和３丁目1528番地の38　リバーガーデン101号、旧住所茨城県水戸市見川５丁目133番地の30　コージコートＡ棟103号
債務者　倉本由紀恵
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４８号
千葉県君津市草川原549番地１
債務者　榎本　弘美
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５４号
千葉県木更津市貝渕４丁目15番２号
債務者　北村　典子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１６５号
石川県野々市市太平寺１丁目309番地　サンビレッジ野々市Ｃ102号室、従前の住所金沢市森戸２丁目150番地６
債務者　玉崎　美智
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１７０号
金沢市八日市２丁目668番地
債務者　林　　正年
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
金沢地方裁判所